

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時における 保育者および小学校教員養成校の 歌唱を中心としたクラス授業についての実践報告

Practice Report about Class around Singing in the School for Training of Nursery Teacher and Elementary School Teacher during the COVID-19 Epidemic

和田 宏一

WADA Hirokazu

キーワード：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、音楽教育、歌唱、弾き歌い、
保育者養成、小学校教員養成

Key Words：COVID-19, Music Education, Singing, Singing with Playing the Piano,
Nursery Teacher Training, Elementary School Teacher Training

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において発生が報告され¹⁾、2020年1月16日付で日本国内初となる感染者の発生が報告された²⁾。その後、1月末から日本国内において感染者が増加の一途を辿ったことにより教育の現場に影響が波及し、大学の授業に関連する部分では、2020年度前期授業開始の延期³⁾、同年4月に政府の緊急事態宣言を受けての面接授業^{注1)}の自粛⁴⁾、Zoom^{注2)}を始めとするテレビ会議システムおよびオンライン教材などを利用した遠隔授業の実施⁴⁾、同年5月の緊急事態宣言の解除を受けて面接授業を再開する大学が増加するも、感染拡大防止対策を十分に講じることを求められる^{5) 6)}等の影響が生じている^{注3)}。これらの影響については奈良佐保短期大学（以下、本学とする）も同様に受けており、2020年度前期における筆者の担当教科では「保育内容（表現・音楽）」が該当することとなった。

一方、新型コロナウイルス感染症流行時（以下、コロナ禍とする）における保育者および小学校教員養成校（以下、養成校とする）の音楽関連授業の取り組みに関する先行研究について、本稿執筆時点^{注4)}ではまだ見られないが^{注5)}、今後は増えることが予想される。

以上をふまえ、本研究では、2020年度前期「保育内容（表現・音楽）」のクラス授業における授業内容についての実践報告を行い、期末に実施したアンケートの結果を通して授業内容の成果について検証を行う。これにより、コロナ禍における養成校の音楽のクラス授業（集団授業）^{注6)}のあり方について一つの方法論を提示することを目的とする。

2. 教科「保育内容（表現・音楽）」の概要

「保育内容（表現・音楽）」（以下、本教科とする）は、本学地域こども学科2年次前期に開講され、1年次前期「音楽Ⅰ」および後期「音楽Ⅱ」で習得したピアノおよび歌唱の演奏技術を統合し、弾き歌いの技術習得および向上を目的とする教科として設定されている。本教科は、主にピアノを専門とする教員による弾き歌いの個人レッスン（以下、通常の個人レッスンとする）とML教室^{注7)}において通常の個人レッスンに向けての練習を補助する目的で行う演習授業（以下、フォロー授業とする）を組み合わせたもの計45分、さらに筆者が担当する411音楽教室^{注8)}における歌唱のクラス授業（以下、本授業とする）45分、併せて合計90分にて構成される。

次に、2019年度以前（以下、通常時とする）の本授業における主な授業内容について以下に示す。

(a) 「自然で楽に歌うための発声法」をテーマとした講義⁷⁾

1年次後期の「音楽Ⅱ」のクラス授業において「自然で楽に歌うための発声法」をテーマとした講義と演習を行っているが、本授業では「音楽Ⅱ」で学習した発声法の復習を目的とした講義を行う。

(b) 子どもの歌の歌唱

「音楽Ⅱ」では主に秋から冬、さらに卒園・卒業シーズンにおいて保育の現場で歌われることの多い曲の歌唱を行っていたが、本授業では、春から夏にかけて現場で歌われる曲、食べ物をテーマとした曲、動物・植物をテーマとした曲、乗り物をテーマとした曲などの歌唱を行う。

(c) 「自然で楽に歌うための発声法」を活かした、弾き歌いの演奏技術に関する講義

「音楽Ⅱ」で学習した発声法を、弾き歌いの際どのように応用すれば良いかについての講義を適宜行う。

(d) 声楽専門教員による弾き歌い個人レッスン⁸⁾

(c)で述べた弾き歌いの演奏技術に関する講義を実技に活かすことを目的として、「自然で楽に歌うこと」に焦点を当てた弾き歌いの個人レッスンを、通常の個人レッスンとは別に実施する（一人につき1回7～10分程度、授業期間中に2回実施）。

以上のように、本授業は「音楽Ⅱ」のクラス授業から継続して指導している「自然で楽に歌うための発声法」を弾き歌いに活用し、通常の個人レッスンを歌唱の面において支援することを目的としている。

3. 本授業の実施

3-1 本授業の実施期間および授業の方式

本授業を実施した期間について以下に示す。

年 度：2020年度前期「保育内容（表現・音楽）」クラス授業

期 間：2020年4月15日～7月15日（祝日である4月29日および5月6日も授業を行った。本教科は授業が15回設定されているが、第15回目の7月22日は90分全てを弾き歌いの発表会に充てたため、本授業としては7月22日までの計14回行った）

時 限：水曜日1・2・3限目（1グループ45分、延べ6グループ^{注9)}）

なお、初回授業時点における履修生は60名（男子12名、女子48名）であった。

次に、本授業の方式について以下に示す。

第1回（4月15日）：面接授業（初回ガイダンス）

第2回（4月22日）～第7回（5月27日）：遠隔授業

第8回（6月3日）～第14回（7月15日）：面接授業

第1回の時点では政府から緊急事態宣言は発令されていたものの、本学が所在する奈良県は対象区域に含まれていなかった⁹⁾ことから、感染拡大防止対策^{注10)}を講じた上で面接授業による授業ガイダンスを実施した。しかし、4月16日に緊急事態宣言の対象が全国に広げられた¹⁰⁾ことにより、4月22日の第2回からは遠隔授業に形式を変更することとなった。その後、5月14日に奈良県が緊急事態宣言の対象区域から除外され¹¹⁾、さらに同月25日に全国で解除となった¹²⁾ことを受け、6月3日の第8回以降は面接授業を再開した。

次節以降、遠隔授業時、面接授業時それぞれにおける本授業の概要について述べるが、第1回の初回ガイダンスについては、授業内容が概ね通常時と相違ないため省略し、第2回～第7回の遠隔授業および第8回以降の面接授業について取り上げる。

3-2 遠隔授業（第2～7回）の概要

前節の通り、4月16日に政府の緊急事態宣言の対象区域が全国に広げられたことを受け、4月22日の第2回から5月26日の第7回まで、本教科において遠隔授業を実施した。実施の方法は「スマートフォンのスピーカー機能を用いての音声通話授業」（以下、音声通話授業とする）であり、本授業のみならず、通常の個人レッスンおよびフォロー授業もこ

の方法で行った。

音声通話授業の具体的な流れについて、以下に示す。

- ・本授業：筆者は、一つの時限につき専任教員が指定した4～6名の学生のスマートフォンに電話をかけ、お互いスピーカー機能を用い、音声のみで、学生一人につき15分間授業を行った^{注11)}。
- ・通常の個人レッスン：個人レッスン担当教員は毎時限、担当する学生のスマートフォンに順次電話をかけ、双方がスピーカー機能を用い、音声のみで弾き歌いの個人レッスンを学生一人につき15分ずつ行った。
- ・フォロー授業：フォロー授業担当教員は、一つの時限につき専任教員が指定する4～6名の学生のスマートフォンに順次電話をかけ、双方がスピーカー機能を用い、音声のみで、学生一人につき15分間、通常の個人レッスンの課題曲における練習の補助を行った^{注11)}。

「弾き歌い」という演奏実技を伴う本教科においては、遠隔授業を行う場合、テレビ会議システムを利用した同時双方向型授業が適している。しかし、テレビ会議システムを利用するには、自宅にWi-Fiがある、または携帯電話のインターネット通信を容量無制限にて契約している等の通信環境が不可欠である。本学においては、通信環境が整っていない学生が複数存在することが事前調査で判明し^{注12)}、文部科学省も「学生の通信環境に十分配慮することが重要」¹³⁾との通知を行っている等の理由から、テレビ会議システムは利用不可能であるとの判断がなされ、音声通話授業を実施することとなった。

次に、遠隔授業時における本授業の内容であるが、「声楽専門教員による弾き歌い個人レッスン」(以下、声楽教員による個人レッスン)を中心に行った^{注13)}。このレッスンは、前章の(d)で示した通り、通常時においても実施しているが、学生一人ずつに電話をかける遠隔授業では、通常時もマンツーマンで行っていた(d)を採用することが、本授業の目的である「通常の個人レッスンを歌唱の面において支援すること」に照らしても適当であると判断したためである^{注14)}。なお、課題曲については、実施時点における通常の個人レッスンの課題曲から1～2曲を選択している。

レッスンにおいて学生が弾き歌いを行う際の問題点については、「姿勢に関する問題点」「発声・歌唱に関する問題点」「音高(ピッチ)に関する問題点」「ピアノに関する問題点」の4つのカテゴリーに分類できることを前稿⁸⁾にて述べた。この内「姿勢に関する問題点」「ピアノに関する問題点」については、学生の姿勢等を見ないと指導できないことから音声のみでは指導が困難であり、音声のみでも指導可能であるのは、学生の姿を見なくても問題点を把握することが可能な「発声・歌唱についての問題点」の中の「ピアノを弾くことに気を取られていると同時にその曲の歌詞をほぼ覚えていない問題」および「指が鍵盤から離れるタイミングおよび付点8分音符+16分音符のリズムを刻む際に歌声が途切れる問題」、そして「音高(ピッチ)に関する問題点」の3項目である。遠隔授業における「声楽教員による個人レッスン」もこれら3項目に焦点を絞り、以下の指導を行った。

- ・「ピアノを弾くことに気を取られていると同時にその曲の歌詞をほぼ覚えていない問題」¹⁴⁾への対応：
ピアノを弾かない状態で独唱させ、その曲を歌うことに慣れさせる、そして歌唱単独での練習および歌を付けて弾き歌いの練習を行う必要性について説明した。
- ・「指が鍵盤から離れるタイミングおよび付点8分音符+16分音符のリズムを刻む際に歌声が途切れる問題」¹⁵⁾への対応：
まずはピアノを弾かない状態でレガートを意識して独唱させ、次に、右手のメロディと歌で弾き歌いをさせるのであるが、遅い速度で、かつ右手の指を鍵盤から離しても声を途切れさせないことを徹底した。
- ・「音高(ピッチ)に関する問題点」¹⁶⁾への対応：
ピアノを弾かない状態で独唱させ、その曲を歌うことに慣れさせる。そして歌唱単独での練習および歌を付けて弾き歌いの練習を行う必要性について説明した。

続いて、遠隔授業時における本授業についての所感を、良いと感じた点および問題点に分類した上で以下に述べる。

＜良いと感じた点＞

- ・通常時と比して出席率が高かった。
- ・学生は概ね自宅にいるため、マスクを着けない状態で歌わせることができた。
- ・歌詞およびピアノの音を間違える、ピアノにつられて歌声が途切れる、正しい音高で歌えていない等の問題点については、音声のみでも確認および指導が可能であった。

＜問題点＞

- ・音声のみでのレッスンは、学生の姿勢、口の開け方、指づかい等を確認することが不可能であるため、指導内容に制約があった。
- ・学生に模範演奏を聞かせても、音声のみでは教員の姿勢、口の動き、腕および手指の動きが確認できないため、教員が演奏を通して学生に伝えられる内容に制約があった。
- ・通話時、教員と学生に数秒のタイムラグが生じるため、例えば教員がピアノで伴奏を弾き、その伴奏に合わせて学生に歌わせる等の対応が不可能であった。
- ・音が割れる、音が途切れる等、音質に関する不具合が時折見られた（携帯電話の端末または電波に原因があるのではないかと推察する）。
- ・ピアノを自宅に設置していない学生への対応が必要であった。

なお、遠隔授業の出席率が高かったことについては、遠隔授業期間と緊急事態宣言発令期間が概ね重複していたことにより、外出を控える学生が多かったことが理由ではないかと推察する。また、ピアノを自宅に設置していない学生については、机の上でピアノを弾く際と同様に指を動かすよう指示し、指の動きと歌唱を同時に行うことにより弾き歌いの代替とした。

3-3 面接授業（第8～14回）の概要

「3-1 本授業の実施期間および授業の方式」において述べた通り、5月14日に政府の緊急事態宣言の対象区域から奈良県が除外されたこと、および同月25日に宣言が解除になったことを受け、6月3日の第8回以降、本教科において面接授業を再開した。本授業については、通常時と同様に411音楽教室でのクラス授業の形式にて実施したが、感染拡大防止の観点から以下の制限が設けられた。

- ・教員と学生および学生同士の距離を十分に取って着席させること。
- ・教員および学生はマスク着用を必須とすること。
- ・学生に斉唱させないこと。
- ・教員が範唱する場合、学生に顔を向けずに歌うこと。

次に、以上の制限を踏まえての、面接授業時における本授業の内容を以下に示す。

- ・「歌に関連したテーマの講義」：

「弾き歌い時、自然で楽に歌うにはどのような点に注意すれば良いか」^{注15)}「子どものどなり声について考えてみよう」^{注16)}等のテーマを適宜設定し、講義を行った。

- ・「子どもの歌の模範演奏鑑賞」：

授業ごとに「春のうた」「生き物のうた」などのテーマを決め、それぞれのカテゴリーに属する子どもの歌について、教員が模範演奏として弾き歌いを行って学生に聴かせることにより、学生に斉唱させることの代替とした。

- ・「声楽教員による個人レッスン」の実施：

遠隔授業に続き、面接授業時においても「声楽教員による個人レッスン」を実施した。実施方法については通常時の「声楽教員による個人レッスン」と同様⁸⁾に、411音楽教室に隣接する別室において、マンツーマンで、面接授業期間中、学生一人につき2回実施した。なお、このレッスンにおいても感染拡大防止の観点から「マスク着用を必須とする」の制限が適用され、それに追加して「教員と学生が十分に距離を取り、

かつ顔が向き合わないよう注意する」「あくまで楽に歌えるようになることを重視し、大きな声で歌うことを求めない」等の配慮を行った。

前節の通り、遠隔授業時の「声楽教員による個人レッスン」は、音声のみで映像がないことによる制約を受けたが、面接授業時においては、感染拡大防止のための制限「マスク着用を必須とすること」により、「マスク着用のまま歌わせる」という制約が生じた。以下に、マスク着用のまま歌わせることの問題点を挙げる。

- ・学生の口が隠れるため、発音・口の動き・アゴの力み等を原因とする歌いにくさについての指導が困難である。
- ・息が吸いにくい。
- ・声が少しこもる。

なお、飛沫感染防止対策としてはフェイスシールドの着用も考えられ、これは口が見えることが長所である。しかし筆者自らフェイスシールドを着用して歌ったところ、自身の声が過度にこもった状態で聞こえ、その声が気になるため非常に歌いづらいと感じた。また、文部科学省のガイドラインにおいて授業時はマスク着用を奨励していることもあり¹⁷⁾、これらの理由から、面接授業時の同レッスンにおいては制約を伴ってもマスク着用で歌わせることの方が適当であると判断した。

次に、面接授業時の本授業についての所感を以下に述べる。

- ・学生の姿を見ながら授業およびレッスンが行えることにより、遠隔授業時と比較して指導可能な項目が増えた。
- ・歌唱の授業でありながら斉唱が行えないことが影響しているのか、学生の受講意欲が低下したように感じた。
- ・子どもの歌の模範演奏鑑賞について、他人の演奏を聴くこと、および演奏する様子を見ることも音楽の学習として有益であることを口頭で説明したが、退屈な様子の学生が見られ、こちらの意図をあまり理解していないように見受けられた。
- ・「声楽教員による個人レッスン」については、前述の通り、マスク着用のまま歌わせることによる制約が生じた。

所感について、面接授業においては、良いと感じた点が「学生の姿を見ながら授業およびレッスンが行えることにより、遠隔授業時と比較して指導可能な項目が増えた」のみであり、他はいずれも問題点であることが特徴である。良いと感じた点が少ない理由としては、面接授業は「411 音楽教室におけるクラス授業の形態を取っていること」「声楽教員による個人レッスンを実施したこと」の2点において通常時の本授業と類似しているが、感染拡大防止の観点から「斉唱させないこと」「マスク着用を必須とすること」という制限があったことが歌唱を扱う本授業の指導内容に制約を与えたため、長所よりも問題点の方が顕著になったのではないかと推察する。

4. 期末アンケートの実施

4-1 アンケートの概要

遠隔授業時、面接授業時、それぞれにおける本授業の成果について確認することを目的に、第15回(7月22日)の弾き歌い発表会の際に本授業履修者を対象とした「2020年度保育内容(表現・音楽)クラス授業 期末アンケート」(以下、本アンケートとする)を実施した。本アンケートの結果について表1に示す。実施方法は、発表会において弾き歌いの演奏が終わった学生にアンケート用紙を手渡しで配布し、全ての学生の演奏終了後に回収した。なお、アンケートの結果については授業改善と研究のみに使用し、その際には個人情報について開示されないことを口頭にて説明した。

本アンケートは、質問を遠隔授業と面接授業に分け、遠隔授業については本授業に限定せず、本教科全体で実施した「音声通話授業」についての質問とし、面接授業については本授業の内容に限定して質問した。遠隔授業に関する質問について、本授業に限定せず本教科全体を対象とした理由は、本授業およびフォロー授業の内容が、いずれも通常の個人

表1 2020年度 保育内容(表現・音楽) クラス授業 期末アンケート結果

【1】4・5月に実施した、スマートフォンでの通話による遠隔授業についておたずねします	
(1) 通話による遠隔授業を受けて、困ったこと、やりにくかったことは何ですか？(自由記述)	
映像がなく音声のみであること	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい指づかいで弾けているのかが分からない(8) ・教員の模範演奏を目で見て、理解の助けとすることができなかった(7) ・言葉だけの説明では理解しづらかった(3) ・リズムが、説明を聞くだけだと理解しづらかった(2) ・間違いを指摘されても楽譜のどこを見たら良いのか分からなかった ・教員の顔が見えないので不安を感じた
通信環境(スマートフォン、電波の状況、携帯電話の契約状況など)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の話および模範演奏のピアノの音が時々聞こえにくい、途切れることがあった(11) ・音に時差が生じたこと。一緒に歌われるとずれて聴こえて弾き歌いしにくかった(3) ・聞こえてくる音が割れていたり、変に反響することがあった(2) ・携帯電話の契約の関係で、着信であっても一定時間ごとにはかけ直す必要があった(2) ・正しい音を弾いているはずなのに、間違っただけのように聞こえるときがあった ・携帯電話の電池が切れそうで不安な時があった
受講環境(自宅の状況、ピアノの所持)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・家にピアノがないので困った(レッスンが受けにくい、練習できない)(4) ・家の電子ピアノは学校のピアノと弾いた感じが異なっていて弾きにくかった(3) ・家のピアノでは音の大きさも変わるので弾いているのかどうか不安だった ・家の電子ピアノが故障していて、弾いた際に出る音の音高がずれていた ・住環境から大きな音が出せなかった
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし(8) ・教員に間違いを指摘されなくても、本当に音が合っているのかどうか不安だった(2) ・教わりづらかった、対面よりもレッスンが難しく感じた(2) ・分からない箇所について、その場ですぐには質問しづらかった ・電話がかかってくるのが予定時刻から前後することがあった ・電話レッスンは緊張した ・全てにおいてやりにくいと感じた
(2) 逆に、遠隔授業になって良かったと思ったことは、何かありましたか？(自由記述)	
時間的な面に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で過ごす時間が増えたため練習時間が多く確保できた(7) ・自宅なのでレッスンまでの待ち時間を有効に使えた(3) ・起床時間が遅くできた(2) ・学校での授業時より拘束時間が少なかった ・レッスン時間までゆっくり過ごすことができた
心理的な面に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・対面レッスンに比べ緊張しないで弾き歌いできた(6) ・他の人の視線がないので落ち着いて弾けた(3) ・他の人に自分のレッスンの音を聞かれずに済むところ ・学校よりも教員と気軽に話せた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし(23) ・学校に行かないので外出の準備が不要だった ・感染を防ぎながらレッスンが受けられた ・ずっと家にいたため欠席しなかった ・無効回答(7)
【2】6月からの対面授業についておたずねします	
(1) クラス授業では学生が一齐に歌う(斉唱する)ことについて自粛を求められていましたが、そのために、困ったことや不満を感じたことは何かありましたか？(自由記述)	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし(35) ・できれば歌いたかった(9) ・模範演奏を見ているだけでは退屈だったし眠くなった(4) ・実際に歌うことができなかったこと(3) ・歌うことが苦手なので歌う機会がほとんどないことに不安を感じた(2) ・曲のイメージやリズムを自分で実際に歌って理解できないところ ・歌い方を忘れたような気がする ・子どもの曲を知ることではできても、実際に歌わないと自分のものにできとは思えない ・お手本を聞くだけでは授業になっていない気がした ・弾き歌いがあまり上達できていないように感じた 	
(2) クラス授業では、教室で斉唱することに自粛を求められているという制約の中で、	
<ul style="list-style-type: none"> ・歌に関連するテーマの講義 ・子どものうたの模範演奏鑑賞 ・声楽専門教員による弾き歌いの個人レッスン <p>…といった授業を展開しましたが、これらは、弾き歌いの学習をする上でどのくらい役に立っていると感じましたか？(あてはまる項目を選択)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・大いに役立った：32 ・ある程度役に立った：17 ・少し役に立った：5 ・あまり役に立っていない：0 ・無回答：4 <p style="text-align: right;">回答枚数：58</p>	
※表中の()は、類似回答の数を示す ※下線は、本文中にて引用した回答であることを示す	

レッスンを補助する内容であったため、本授業とフォロー授業および通常の個人レッスンを合わせて一体のものとして質問することが適当と判断したからである。

4-2 アンケートの結果 (1) - 遠隔授業 -

本節以降、本アンケートの結果について述べる。

遠隔授業についての質問【1】のうち、(1)「通話による遠隔授業を受けて、困ったこと、やりにくかったことは何ですか？」の回答であるが、カテゴリー別で見ると「映像がなく音声のみであること」が25名(43.1%)で最も多く、以下「通信環境に関すること」17名(29.3%)、「受講環境に関すること」10名(17.2%)と続き、「その他」は困った点を挙げた学生と「特になし」と答えた学生がそれぞれ8名ずつ(13.8%)であった。なお、回答は自由記述で行い、困った点を複数挙げた学生もいたため、この質問に対する回答数は回収枚数よりも多くなっている。個々の回答を見ると「正しい指づかいで弾けているのかが分からない」「教員の模範演奏を目で見て、理解の助けとすることができなかった」「教員の話および模範演奏のピアノの音が時々聞こえにくい、途切れることがあった」「聞こえてくる音が割れていたり、変に反響することがあった」「家にピアノがないので困った」については「3-2 遠隔授業(第2~7回)の概要」の所感において問題点として挙げたことと類似しており、これらの点については教員と学生が概ね同じ意見であったといえる。

一方、(2)「逆に、遠隔授業になって良かったと思ったことは、何かありましたか？」については、「特になし」が最も多く、次いでカテゴリー別では「自宅で過ごす時間が増えたため練習時間が多く確保できた」をはじめとした「時間的な面に関すること」、「対面レッスンに比べ緊張しないで弾き歌いできた」をはじめとする「心理的な面に関すること」と続いた。また、「その他」カテゴリーの「ずっと家にいたため欠席しなかった」は、「3-2 遠隔授業(第2~7回)の概要」の所感において良いと感じた点として挙げた「通常時と比して出席率が高かった」と同一であるといえる。

4-3 アンケートの結果 (2) - 面接授業 -

面接授業についての質問^{註17)}【2】の内、(1)「クラス授業では学生が一斉に歌う(斉唱する)ことについて自粛を求められていましたが、そのために、困ったことや不満を感じたことは何かありましたか？」では、クラス授業における「子どものうたの模範演奏鑑賞」に対しての、あえて否定的な面について意見を求めた。この質問を設けた理由としては、鑑賞は、通常時の本授業において学生全員で斉唱を行っていることの代替として行ったため、鑑賞時に新しい曲を教えられてもその場で一緒に歌うことができないということに対する不満を感じているのではないかと考えたからである。

結果としては「特になし」が35名(60.3%)と過半数であった一方、「できれば歌いたかった」「実際に歌うことができなかったこと」「歌うことが苦手なので歌う機会がほとんどないことに不安を感じた」「曲のイメージやリズムを自分で実際に歌って理解できないところ」等、斉唱できなかったことに対する不満を挙げた回答が計23名(39.7%)あり、中には「模範演奏を見ているだけでは退屈だったし眠くなった」「子どもの曲を知ることはできても、実際に歌わないと自分のものにできたとはいえない」「模範演奏を聞くだけでは授業になっていない気がした」という厳しい意見も見られた。以上から、「特になし」が過半数であったことで、「子どものうたの模範演奏鑑賞」は授業の内容として適切であったといえる。しかし、「特になし」を除く否定的な意見が計23名(39.7%)あったことを考慮すると、今後も同様の状況下で授業を行う場合は何らかの改善が必要であると受け止めている。

次に(2)「クラス授業では、教室で斉唱することに自粛を求められているという制約の中で(中略)これらは、弾き歌いの学習をする上でどのくらい役に立っていると感じましたか？」であるが、こちらは面接授業時における本授業全体についての意見を求めたものである。この質問は回答を選択式とし、「大いに役立った」「ある程度役に立った」「少し役に立った」「あまり役に立っていなかった」の4つから、自身の意見に最も近いものを選択させた。結果は、「大いに役立った」が32名(55.2%)で過半数を占め、「ある程度役に立

った」は17名(29.3%)、「少し役に立った」は5名(8.6%)であり、否定的である「あまり役に立っていなかった」と回答した者は無く、無回答を除く54名が肯定的な回答を選択している。

5. 本授業の成果についての検証

5-1 遠隔授業の成果

本章では、第3章で述べた遠隔授業時および面接授業時における本授業の内容に基づき、前章で述べた本アンケートの結果を通し、本授業の成果について検証する。

まず、遠隔授業時の本授業についての成果の観点であるが、「3-2 遠隔授業(第2～7回)の概要」で述べた通り、通常時の本授業とは方式に大きな違いがあること、音声のみで映像がないことによる制約があることから、通常時の本授業と成果を比較することは困難である。そこで、遠隔授業においては、「音声通話授業」が方式として適切であったか、および本教科のクラス授業の目的である「通常の個人レッスンを歌唱の面から支援できていたか」を評価の観点とする。

次に、その観点から「音声通話授業」が遠隔授業の方法として適切であったかについて検証する。本アンケートの質問【1】の(1)において「特になし」が8名(13.8%)ということは、何らかの否定的意見を述べた学生は50名(86.2%)に上り、その中で、映像がなく音声のみで行ったことに関する回答は延べ25名(43.1%)である。これらの結果から考えると「音声通話授業」は、遠隔授業の方法として問題点が多いといえる。しかし、今回は履修学生の状況からテレビ会議システムを利用することが不可能であったこと、音声のみでも「歌詞およびピアノの音の間違い」「ピアノにつられて歌声が途切れていないか」「正しい音高で歌えているか」についての確認および指導は可能であること、「対面レッスンに比べ緊張しないで弾き歌いできた」「他の人の視線がないので落ち着いて弾けた」等、心理的な面での長所を挙げる意見が見られたこと、以上を考慮すると、テレビ会議システムが利用できない際にのみ用いるという条件であれば「音声通話授業」は遠隔授業の一つの方法として適切であるといえる。従って、本授業において音声通話授業を行ったことについても適切であったと考えられる。

さらに、本授業の内容が「通常の個人レッスンを歌唱の面から支援できていたか」について検証する。本授業は「声楽教員による個人レッスン」を中心に行ったが、このレッスンでは、音声のみで映像がないという制約の中「歌詞およびピアノの音の間違い」「ピアノにつられて歌声が途切れていないか」「正しい音高で歌えているか」について確認および指導を行ったこと、「両手ピアノ+歌唱」による弾き歌いのみではなく、「歌詞およびピアノの音の間違い」の指導時に歌唱単独での練習を、「ピアノにつられて歌声が途切れている問題」については「右手ピアノ+歌唱」での練習を行わせるなど、歌唱する時間を多く確保するように配慮したこと、歌唱単独および歌を付けての弾き歌い練習を行うように指導したこと、以上から、本授業の内容は、音声通話授業という制約の中で、通常の個人レッスンを歌唱の面から支援する目的を果たしていたと考えることができる。

5-2 面接授業の成果

面接授業時における本授業の成果についてであるが、「3-3 面接授業(第8～14回)の概要」で述べた通り、面接授業時の本授業は「411 音楽教室におけるクラス授業の形態を取っていること」「声楽教員による個人レッスンを実施したこと」の2点において通常時の本授業と類似している。このことから、本授業の目的である「通常の個人レッスンを歌唱の面から支援できていたか」に加え、「通常時の本授業をどの位担保できていたか」を評価の観点とする。

まず、「通常の個人レッスンを歌唱の面から支援できていたか」については、「弾き歌い時、自然で楽に歌うにはどのような点に注意すれば良いか」についての講義を行ったこと、面接授業時においても「声楽教員による個人レッスン」を実施したこと、「声楽教員による個人レッスン」において、遠隔授業時に比べて指導可能な項目が増えたこと、以上により、

通常の個人レッスンを支援できていたといえる。

次に、「通常時の本授業をどの位担保できていたか」については、本アンケートの質問【2】の(2)において、無回答以外の学生全員が「大いに役立った」「ある程度役に立った」「少し役に立った」のいずれかに回答し、また「大いに役立った」と回答した学生が過半数であることから、この結果のみで判断すれば、通常時の本授業を概ね担保できていたといえる。しかし、本アンケートの質問【2】の(1)において、斉唱ができないことに関する否定的な意見が39.7%あったこと、「声楽教員による個人レッスン」実施の際に「マスク着用のまま歌わせる」という制約があったことから、面接授業時における本授業は、通常時の本授業を「概ね担保できていた」とはいえず、「ある程度担保できていた」とするのが適当であると考えられる。

6. まとめ

本研究では、2020年度前期「保育内容(表現・音楽)」のクラス授業における授業内容についての実践報告を行い、期末に実施したアンケートの結果を通して授業内容の成果について検証を行うことにより、コロナ禍における養成校の音楽のクラス授業(集団授業)のあり方について一つの方法論を提示することを目的とした。

まず、前章における検証の結果をまとめると以下の通りである。

<遠隔授業時>

- ・遠隔授業の方式が適当であったかについて：

「音声通話授業」は、テレビ会議システムが利用できない際にのみ用いるという条件であれば、遠隔授業の一つの方法として適切である。

- ・授業内容は「通常の個人レッスンを支援できていたか」について：

「声楽教員による個人レッスン」を主として、授業内で歌唱させる機会を多く確保し、歌唱単独および歌を付けての弾き歌いの練習を行うよう指導したことにより、映像のない音声通話授業という制約の中で、通常の個人レッスンを歌唱の面から支援する目的を果たしていたと考えることができる。

<面接授業時>

- ・授業内容は「通常の個人レッスンを支援できていたか」について：

弾き歌い時の発声についての講義を行ったこと、「声楽教員による個人レッスン」を実施したこと、「声楽教員による個人レッスン」において、遠隔授業時に比べて指導可能な項目が増えたこと、以上により、通常の個人レッスンを支援できていたと評価できる。

- ・授業内容は「通常時のクラス授業をどのくらい担保できていたか」について：

本アンケートの質問【2】の(2)では本授業全体について好意的な回答が大多数であったものの、質問【2】の(1)では、斉唱の代替として模範演奏鑑賞を取り入れたことに対する否定的意見が25.9%あったことを勘案すると、通常時のクラス授業を「ある程度担保できていた」とするのが適当であると考えられる。

以上により、2020年度の本授業は、コロナ禍により授業方式の変更を求められた状況下において、改善すべき点はあるものの概ね適切な授業方法を選択できていたといえる。従って、本授業の内容は、コロナ禍における養成校の音楽のクラス授業の方法論として提示できるものであると考える。

次に、検証の過程で確認された問題および改善点について考察する。まず遠隔授業においては、映像がないことへの否定的意見が多かったことから、やはりZoomを始めとするテレビ会議システムを利用した授業が望ましいといえる。これについては、担当教員側よりも大学側の配慮が重要であり、今後の通信環境の整備に期待したい。また、学生の受講環境の整備も問題である。特に一人暮らしの学生は住居にピアノ(電子ピアノ、電子オルガンおよび電子キーボード含む)を設置していないことが多く、感染拡大防止対策を取った上での本学のレッスン室の開放、キーボードの貸与等の対策が必要である。一方、面接

授業においては、感染拡大防止の観点から「斉唱させないこと」「マスク着用を必須とすること」等の制限が設けられたことで、指導内容に制約を受けたことが問題であった。「斉唱させないこと」については、代替として模範演奏鑑賞を実施する際に、学生が演奏および曲そのものに興味を持つような工夫をすること、「3-3 面接授業（第8～14回）の概要」において挙げた以外の授業内容を研究することが必要であると考えた。また、「声楽教員による個人レッスン」の際にマスク着用のまま歌わせることについては、文部科学省が好事例として挙げている、エリザベト音楽大学における声楽レッスン¹⁸⁾のような、高さのあるパーテーションを用いてのマスクを着用しない個人レッスンについて検討すること等の対策が必要であると考えた。

本項執筆時点において本学では面接授業を続行しているが、感染拡大防止対策を講じる必要がある状況は継続しており¹⁹⁾、「3-3 面接授業（第8～14回）の概要」で示した「斉唱させないこと」「マスク着用を必須とすること」等の制限も同様に継続している。新型コロナウイルスの新規感染者は再び増加傾向を見せていることから、当分は制約を受けながら授業を行う状況が続くものと思われ、遠隔授業を再度実施することになる可能性も否定できない。ゆえに、本研究は今後も継続して行う必要があると考えている。今後の研究では、いずれ各養成校の教員等から報告されることが予想される、コロナ禍における音楽の授業についての実践報告を参考に、コロナ禍における制約の中で通常時の本授業を可能な限り担保した授業を行うにはどのような工夫をするべきかについて追究し、機会があれば、新たな授業実践報告を提示したいと考えている。

注釈

- 注 1) 学生が教室において教員と直接対面して受ける授業のこと。「対面授業」「対面式授業」と表記される場合もあるが、文部科学省においては「面接授業」と表記されている²⁰⁾ことから、本稿においても「面接授業」の表記に統一する。
- 注 2) 「Zoom ビデオコミュニケーションズ」が提供する、クラウドコンピューティングを使用した Web 会議サービスの名称。Zoom サービス内にミーティングルームを開設し、ミーティング ID およびパスワードを共有するユーザー同士で、多地点で同時に Web 会議を行うことができる。
- 注 3) 本学では面接授業を再開したが、本稿執筆時点でも、遠隔授業を一部または全ての授業において実施している大学は残存している²¹⁾。
- 注 4) 2020年11月30日現在。
- 注 5) 国立情報学研究所の論文検索サイト CiNii (NII 学術情報ナビゲータ [サイニィ]) において検索を行ったところ、「コロナ 大学 授業」^{注18)}では54件表示されるものの音楽の授業に関する研究は無く、「コロナ 音楽」^{注19)}では39件が表示されるが、大学の授業に関するものは音楽大学における事例報告²²⁾1件のみで、養成校の音楽関連教科についての研究ではない。さらに「コロナ 歌唱」^{注20)}「コロナ 保育者養成」^{注21)}ではそれぞれ0件であり、以上により、本稿執筆時点では、コロナ禍における養成校の音楽関連授業の取り組みに関する先行研究がまだ無いことが分かる。
- 注 6) 授業の形式としては「集団授業」と呼ぶことも可能ではあるが、本教科においては「クラス授業」の呼称が用いられているため、本稿においてもこの表記に統一する。
- 注 7) 電子ピアノが20台設置されており、ピアノの一斉指導および練習が行える音楽教室である。
- 注 8) 教室の前方にはグランドピアノが2台対面で設置されている。本授業においてはピアノの周囲に椅子を配する座席配置を採用しているが、通常配置ではピアノの後方に長机が横3列、縦4～5列並べられ、長机1台につき椅子が3脚配されている。
- 注 9) 1コマでは、前半：本授業と後半：通常の個人レッスン+フォロー授業を受けるグループと、前半：通常の個人レッスン+フォロー授業と後半：本授業を受けるグループが存在するため、2つのグループに45分ずつクラス授業を行っている。

- 注 10) 文部科学省からの通知²⁰⁾に沿って、教員と学生および学生同士の距離を十分に取って着席させる、教員および学生はマスク着用を必須とする、411 教室の全ての窓および出入口を開放する、教室の出入口に消毒液を設置して学生に手指を消毒させる等の感染予防対策を講じた上で授業を実施した。これらの対策については、第 8 回以降の面接授業再開後も継続して行っている。
- 注 11) 各時限に本授業およびフォロー授業を受講する学生は、通常の個人レッスンの担当グループごとに指定されており、授業 4 回分で全ての学生が授業を受けられるようにローテーションが組まれていた(例:「4 月 22 日は、個人レッスンが A 先生のグループは、個人レッスンの他にクラス授業も行い、B 先生のグループは個人レッスンの他にフォロー授業も行います」という具合に、学生に連絡を行っていた)。
- 注 12) 同じ調査において、スマートフォンについては、全ての学生が所持していることが判明した。
- 注 13) 本授業の遠隔授業では「声楽専門教員による弾き歌い個人レッスン」の他、さらに弾き歌い演奏技術の補助として「カデンツの復習」^{注 22)}も行った。
- 注 14) 通常時の授業内容の内、(a)「自然で楽に歌うための発声法」をテーマとした講義および(c)「自然で楽に歌うための発声法」を活かした、弾き歌いの演奏技術に関する講義については、音声のみの授業では姿勢および口の開け方等の例を視覚的に示すことが不可能であることから実施は困難であると判断した。また、(b)「子どもの歌の歌唱」については、「声楽専門教員による弾き歌い個人レッスン」においてピアノを弾かない状態での独唱も行っていることで担保できると考えた。
- 注 15) 弾き歌いの際の注意事項として「坐骨が座面に当たることを意識してピアノの椅子に座る」²³⁾²⁴⁾²⁵⁾²⁶⁾「膝は閉じずに少し開く」²³⁾「上半身を楽にし。凝っている箇所があれば事前にはぐしてから弾き歌いする」²³⁾「脇および肘を締めない」²³⁾「腕および指の力を抜く」²⁷⁾「右手メロディと歌のみの弾き歌いを行い、同音の連打で指が鍵盤から離れても、歌は途切れずレガートで歌えるように練習する」²⁸⁾「ピアノばかり練習するのではなく、歌のみの練習も行うべきである」²⁹⁾等の指導を行った。
- 注 16) 「幼児の歌唱時のどなり声についてどのように対応するか」という問題については、加藤あや子・原千晶の研究³⁰⁾をはじめとする複数の論文および吉富功修・三村真弓編著の書籍³¹⁾において問題提起がなされている。このどなり声の問題については筆者も関心があるため、授業のテーマに設定した。
- 注 17) 本稿では「面接授業」で統一しているが、本学では「対面授業」が用いられているため、本アンケートにおいても「対面授業」と表記した。
- 注 18) 国立情報学研究所:「CiNii Articles - 日本の論文をさがす」「コロナ 大学 授業」,
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%80%80%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%80%80%E6%8E%88%E6%A5%AD&range=0&count=20&sortorder=1&type=0> (2020.11.19)
- 注 19) 注 18) と同じ、「コロナ 音楽」,
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%80%80%E9%9F%B3%E6%A5%BD&range=0&count=20&sortorder=1&type=0> (2020.11.19)
- 注 20) 注 18) と同じ、「コロナ 歌唱」,
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%80%80%E6%AD%8C%E5%94%B1&range=0&count=20&sortorder=1&type=0> (2020.11.19)
- 注 21) 注 18) と同じ、「コロナ 保育者養成」,
<https://ci.nii.ac.jp/search?q=%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%80%80%E4%BF%9D%E8%82%B2%E8%80%85%E9%A4%8A%E6%88%90&range=0&count=20&sortorder=1&type=0> (2020.11.19)
- 注 22) カデンツは、本学においては子どもの歌の伴奏付けに使用するための左手の和音パ

ターンのことを指す。本学では「音楽Ⅰ・Ⅱ」「音楽基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の各授業において、和音記号を用いて「Ⅰ・Ⅳ（第2転回形）・Ⅴ（第1転回形）・Ⅴ₇（第1転回形）」の4つの和音を、それぞれハ長調・ヘ長調・ト長調・ニ長調で弾けるようになることを目標として指導している。

参考・引用文献

- 1) 厚生労働省：「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html (2020.11.19)
- 2) 厚生労働省：「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（1 例目）」, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html (2020.11.19)
- 3) 文部科学省：「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について（令和2年4月23日時点）」, https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_10.pdf (2020.11.19)
- 4) 文部科学省：「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（周知（令和2年4月17日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2020.11.19)
- 5) 文部科学省：「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項について（令和2年5月15日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2020.11.19)
- 6) 文部科学省：「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知（令和2年6月5日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf (2020.11.19)
- 7) 和田宏一：「保育者養成校における歌唱指導のあり方についての考察（2）：音楽Ⅱのクラス授業における取り組みについて」, 『奈良佐保短期大学研究紀要』, 26, pp.41-53 (2019)
- 8) 和田宏一：「保育者養成校における歌唱指導のあり方についての考察（3）：保育（表現・音楽）における弾き歌い時の発声指導に関する取り組み」, 『奈良佐保短期大学研究紀要』, 27, pp.68-75 (2020)
- 9) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室：「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月7日発出）」, https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_0407.pdf (2020.11.21)
- 10) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室：「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年4月16日発出）」, https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0416.pdf (2020.11.21)
- 11) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室：「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年5月14日発出）」, https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0514.pdf (2020.11.21)
- 12) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室：「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言（令和2年5月25日発出）」, https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0525.pdf (2020.11.21)
- 13) 文部科学省：「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について（通知）（令和2年4月6日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf (2020.11.21)
- 14) 8) と同稿, p.73
- 15) 8) と同稿, pp.71-72
- 16) 8) と同稿, p.72
- 17) 6) と同サイト (2020.11.19)
- 18) 文部科学省：「大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例について（令和2年8月11日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- (2020.11.29)
- 19) 文部科学省：「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）（令和2年9月15日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2020.11.29)
 - 20) 文部科学省：「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）（令和2年3月24日）」, https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf (2020.11.29)
 - 21) 文部科学省：「大学等における後期授業の実施方針の調査について（地域別状況）（令和2年10月2日）」, https://www.mext.go.jp/content/20201002-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf (2020.11.29)
 - 22) 川野祐二：「コロナ禍の広島，音楽大学の取組み（コロナ禍の中の大学）」, 『IDE：現代の高等教育』, 624, pp.19-22 (2020)
 - 23) 8) と同稿, p.71
 - 24) 和田宏一：「保育者養成校における歌唱指導のあり方についての考察（1）：教員免許状更新講習を通して」, 『奈良佐保短期大学研究紀要』, 25, p.59 (2018)
 - 25) バーバラ・コナブル著, 小野ひとみ訳：『音楽家ならだれでも知っておきたい「からだ」のこと：アレクサンダー・テクニークとボディ・マッピング』, 誠信書房, pp.30-31 (2000)
 - 26) ナガイカヤノ, 『演奏者のためのはじめてのボディ・マッピング：演奏もカラダも生まれ変わる』, ヤマハミュージックメディア, pp.116-118 (2017)
 - 27) 8) と同稿, p.73
 - 28) 8) と同稿, p.72
 - 29) 8) と同稿, pp.71-72
 - 30) 加藤あや子, 原千晶：「歌唱指導における保育者の指導方法と指導観：歌唱場面で聞かれるどなり声に焦点をあてて」, 『エデュケア』, 31, pp.43-61 (2011)
 - 31) 吉富功修, 三村真弓編：『幼児の音楽教育法：美しい歌声をめざして 改訂3版』, ふくろう出版, pp.13-15 (2015)

